

民生福祉常任委員会記録

令和4年6月17日

【開催日】 令和4年6月17日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時～午後0時

【出席委員】

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 松尾数則 | 副委員長 | 白井健一郎 |
| 委員 | 大井淳一朗 | 委員 | 奥良秀 |
| 委員 | 福田勝政 | 委員 | 山田伸幸 |
| 委員 | 吉永美子 | | |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

| | | | |
|-----|------|--|--|
| 副議長 | 中村博行 | | |
|-----|------|--|--|

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

| | | | |
|-------|------|---------|------|
| 事務局次長 | 島津克則 | 庶務調査係書記 | 岡田靖仁 |
|-------|------|---------|------|

【審査内容】

- 1 請願第2号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める」請願書

午前11時 開会

松尾数則委員長 それでは、民生福祉常任委員会を開催いたします。請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める」請願書について審査いたします。本件につきましては、令和4年6月9日及び10日に民生福祉常任委員会を開催し、参考人に請願の趣旨を説明していただき、その後、執行部に質疑を行いました。本日は、これらを踏まえて自由討議を行います。

山田伸幸委員 参考人の皆様の話を聞いて、障害ではないけれど、聞こえが非常に悪くなる点について、何らかの措置が必要であろうと思います。し

かも、補聴器の購入には多額の出費が必要で、収入が年金だけの高齢者にとってはかなり負担が大きいんじゃないかということで、この請願は、大変よく理解できる内容であったと考えています。

大井淳一郎委員 先日、参考人の方からお話しいただき、また504名の署名を重く受け止めている点では、私も執行部も同様です。「何とかしなくてはいけない」という思いもありますが、執行部とのやり取りを聞きますと、そのような相談がたくさんあったなどの確認が取れていないということでした。何が言いたいかというと、中等度難聴の方々の中に加齢が原因の方々が何人いるのか、また、どれほど困っているかという実態がつかめていないということです。したがって、趣旨は理解できるものの、採択には至らないと考えております。

吉永美子委員 私もいろいろ悩みます。先ほど委員長が言われましたように、初日に参考人の方からお話を聞き、そして、次の日に執行部から、現状と考えを聞き、総合的に判断をしたときに、加齢性難聴だけに補助というのは、執行部としても考えがづらいところではないかと思いました。参考人の皆様の思いは受け止めたいと思います。一方で執行部の考えも理解できることがあります。不採択ということは全く考えていませんが、採択には二の足を踏んでしまいます。

奥良秀委員 私もいろいろ考えて、執行部、また、請願者のお話を聞き、実態はある程度理解できるものであったと思います。ほかにも、加齢による身体的な支障にはいろいろな事例があるということも執行部からお話がありました。市単独での補助制度で持続的に救済する措置になるのかということに関しては、今のところ少し難しいと思います。ただ、趣旨はよく理解できましたので、そのような方向に考えております。

福田勝政委員 奥委員が言われましたとおりで、私もそのとおりだと思っています。

白井健一郎副委員長 私は、結論としては、採択に賛成です。私の考えを今全部言うよりも、討論という掛け合いがあったほうが良いと思いますので、趣旨採択側の気になった意見に反論したいと思います。まず、大井委員の意見について、請願者の方は確かに「6, 600人」とか「6, 000人」とか言いました。それが具体的に把握できておらず、「それより少ないかもしれない」ともおっしゃいました。しかし、私はその数が少ないから、あるいは多いからといって、加齢性難聴者を軽く扱っていいのか、要は補助する必要があるのか、ないのかという判断とは全然結びつかないものではないかと思っています。

大井淳一郎委員 副委員長の言われるとおり、推計値6, 600人で、それよりも少ないか多いかは分かりません。副委員長が言われるように、数字が多い、少ないは関係ない。私も数字が多ければ必要で、数字が少なければ必要ないとは思っていません。私が言いたいのは、推計値は6, 600人とあるものの、市で調査というか、地域包括センターなどの関係機関を使って、加齢性難聴でお困りの方の実態をきちんとつかんでいただきたいんです。その上で、補助が必要かどうか、補助をする場合には財源の問題がありますので、どんな条件で補助するのかという制度設計もしっかりしていただきたいと思います。私は、そういう意味では不採択にはできない。そして、趣旨は理解できるということで、プラスの方向に考えております。

白井健一郎副委員長 分かりました。先に吉永委員の意見に反論します。「加齢性の症状にはたくさん種類があるのに、なぜ難聴だけ補助されるのか分からない」とおっしゃったと思うんですけれども、それを言い出したら、執行部も議会側も完璧な制度はできないと思うんです。困っている人が「助けてくれ」と言って来たときに、「分かりました。助けましょう」とすることで制度は徐々に修繕されていって、徐々により良い方向に移り変わります。福祉の世界でもそうだと思うんです。ということで、

吉永委員の意見には賛同しかねます。

吉永美子委員 奥委員も言われましたが、加齢性の症状はいろいろなものがあります。その中で難聴だけを補助することを執行部としては考えにくいということで、「確かにそれはあるな」と思いました。障害とはまた違うところになるので、そういう思いで申し上げました。加齢性難聴がないとは思っていません。

山田伸幸委員 こういった請願は、憲法に基づいて請願権が行使されたということを経験として重く受け止めるべきだと考えます。執行部はいろいろ言いましたけれど、結局、そういった住民からの要望を柔らかくお断りするときに言われる方法として、「あれもこれもあります。あなただけではいいんです」ということをよく言われますし、本当にそれでいいのかと思います。議会としての在り方、このように思い余って議会にまで来られた皆様に対して、きちんとお返しする。「話は分かりましたが、執行部もこう言っておりますので駄目です」というのは、本当にそれでいいのかと感じざるを得ません。二人の議員が紹介議員として付いているんです。趣旨だけではなくて、もっと中身をしっかりと受け止めて、これを採択した上で執行部に考えていただきたいと思います。

白井健一郎副委員長 先ほどの大井委員の意見に反論します。制度とし練られておらず、今の段階で執行部に丸投げするのは無責任ではないかという意味の発言と理解しました。しかし、議会には22人しか議員がいませんし、お手伝いしてくださる事務局員も数が限られています。それに比べて、執行部側は数百人単位なんです。その方々全てが関わるかどうかはともかく、いざ実行するとなったときの實力差は明確なんです。しかし、議会は取りあえず提言して、「やってください」と言うことはできると思うんです。また、これは自分の意見ですが、特に福祉の問題で何かしてほしいと言われたときには、できる限り要望に応えていこうという姿勢が大切です。例えば、当議会にも会派がありまして、会派の個性、

どういう会派なのかは市のホームページにも載っています。二つぐらいの会派が「公平公正を旨としたい」と書いてあるんです。公平公正が何かというのはいろいろありますが、特に公平についてです。市民は皆平等に請願する権利を持つ。どういうことかと言いますと、「この人は色がこうだから、自分としては肌が違うから応援をやめておこうかな」というのは、公平公正ではないんですよ。公平公正というのは、請願者の特徴といいますか、色、政治的な姿勢、そういうものを抜きにして、単純にその人たちが何を訴えているのか。今回だったら、加齢性難聴の補聴器の補助をしてほしいという、それをそのまま受け取って、「できる限り応援しましょう」というその姿勢にすごく価値があることだと思っているんです。

大井淳一郎委員 私を含めてほかの委員も請願者の主義、主張とは別に、内容だけを見て判断されていると思います。執行部と議会の役割の違いですが、「制度設計は丸投げ」と言いますが、議会ができるのは、議決と条例の制定や改廃で、事業の中身を作ることは議会ではできないんです。事業の中身はあくまでも執行部が作るものです。私個人の意見を言えば、中等度難聴には加齢性もありますけれども、ほかにも突発性、これは保護されていますけど、難聴児もあるわけなんです。そういったものを広く含めて中等度難聴、つまり障害者手帳の保護が及ばない人たちを改めて保護するかどうかを事業として検討していただきたいという意味で、不採択とせずに、趣旨採択とする手法を考えています。白井副委員長や山田委員は採択、ほかの4人の委員は趣旨採択ということで、手法の違いはあると思うんですが、何とかしたいという思いは一緒だと思っております。

奥良秀委員 私は会派の代表ではありませんが、「色がある」という発言があったことに驚きを感じました。私としては、各会派で一生懸命考えながら、この請願を見て、「これだけ困っている方がいらっしゃるので、どうかにかしたい」と一生懸命考えて、この場に臨んでおります。色がある

からどうということは一切考えておりませんし、そういったことを言われるのは、甚だ心外です。

白井健一郎副委員長 私は奥委員に言っているわけではなくて、あくまでそういう見方は公平公正ではないということの公平公正の中身を説明しました。大井委員に意見があるんですが、大井委員は、「障害に当たる程度の難聴は障害の制度のほうで、それ以外は中程度の問題として、請願の趣旨は分かる」と言いましたが、その考え方は技巧的過ぎると思うんです。難聴の方を中程度と高度に分けて、片方は障害福祉で、片方は違うところでというのは納得いきません。

大井淳一郎委員 障害に当たるのか、当たらないのか、仮に当たらないとして、これをどこまでカバーするのは、市によって違うと思います。軽度も補助しているところもありますし、中等度のみを補助しているところもあるし、完全に障害に当たらないと補助をしないというところもあり、いろいろな自治体があると思います。うちの市はどこまでそれがカバーできるか検討していただきたいという気持ちはありますので、不採択ではなく、趣旨採択の方向で……（発言する者あり）そうおっしゃいますが、採択というと、「加齢性難聴中等度もやってくれ」という意味なんです。執行部はまだ現状をつかめていないし、どこまで補助したらいいのかも分からない。先ほど少し述べましたが、中等度難聴はいろいろあって、加齢性もあるし、難聴児もあります。これをどうするかを総合的に考えていただきたいんです。財源の問題もある。そういう意味で趣旨採択ということです。白井委員が言われるように、趣旨採択は極めて技巧的だという点は理解できます。

白井健一郎副委員長 財源の点ですが、確かに数が多ければ多いほど、制度を導入したら我々は多くの市民の役に立てるんですが、例えば、難聴者6,000人に2万円ずつ補助すると考えれば、1億円を超えてしまいます。確かに、我が市のようにあまり大きくない経済規模の都市にとっては大

金です。しかし、補聴器は1回買ってしまえば、あとは時々修繕するだけで済むので、毎年毎年お金が掛かるわけじゃないんです。それを分かっていたいただきたいんです。少し大まかな説明ですが、多額のお金を一度使えば、その後の2年目、3年目にはさほどお金は掛からないと考えています。

山田伸幸委員 実際に聞いて、「そういうこともあるのか」と感心したのは、耳が聞こえにくいことによって、社会性が失われていくという点です。人と話をするのが嫌になる、人前に出るのが嫌になる、聞いたふりをすることはもうできない、そういった人たちの社会性を維持していくということは、その人たちが当たり前の生活をすることによって、高齢化による様々な障害から守っていくことができる。そういった社会性を維持していく上で、これが必要なんだという話をされました。これはとても大事なことで、私たちは目がつらくなれば老眼鏡を掛けます。それは皆やっていることだと思うんですけど、補聴器は金額が違うんです。どこかで安い物があればいいんですけど、そうはいかない。しかも、医師と相談して、その人の程度に合うものを購入すると、かなり高額になるので、補聴器の導入を諦めるという話を随分聞いております。先日もそういう証言をされておられたと思うんですが、そういった皆様の心にしっかり寄り添おうと思えば、議会はそういったことをきちんと聞き入れて、これを執行部に投げ掛ける姿勢が必要ではないかと思えます。

大井淳一郎委員 山田委員が言われるような姿勢が必要だということは、全員の共通認識だと思います。これをどういう手法で議会が判断するかの違いだと思っております。補聴器が高額ということは分かります。全員一律に補助するのは財源的に難しいと思います。これは福祉政策になると思いますので、それがどれぐらいかを判断するのは執行部ですが、ある程度の所得制限を設けるべきですし、金額に上限も設けるべきだと思っております。そのようにして、本当に必要とする人にきちんと行き渡る方向に行けばいいと思います。お二人の委員と手法は違うかもしれませ

んが、後押しするという意味では同じです。

奥良秀委員 本市ではスマイルエイジングということで、高齢者の方々に対して優しい社会を作っていこうとしております。今回いろいろ調べてみて、私の母親もそうですが、障害とはいえない程度に耳が悪い方が笑顔になるためには、そういう人たちの聞こえづらさを皆が理解し、接するときには大きな声で、はっきりと、ゆっくりと話してあげることがいいのではないかと考えました。今回の請願を通じて、こういう加齢性難聴の問題があることがよく分かりました。2019年の国会答弁であったと思いますが、当時の大臣が加齢性難聴について答えています。いろいろな加齢性のものに対して国として基金等々を作っていくというお話がありました。ただ、まだまだそういう機運は高まっていないとっておりますので、こういうふうな発言があれば、是非とも県や国に訴えて、そういう助成をもらえるような動きはしていくべきだと思います。ただ、市単独では難しいと思います。

白井健一郎副委員長 先ほど大井委員が言われた、「所得制限などを設けて補助できないか」という点は、採択の立場からも賛成できる意見だと思います。介護、看護、福祉の世界でQOL——クオリティー・オブ・ライフという言葉があります。これは、生活の質をどれだけ上げていくかということですが、耳が聞こえないということは、生活においてかなりのダメージになると思うんです。補聴器を使うことでQOLをかなり上げることができると思うので、費用対効果もかなりあると思います。

山田伸幸委員 先ほどから話をすると、皆が必要性を認めているのに、「趣旨採択は変わらないんだ」というのが理解できません。これを採択するのがそんなに問題あるのですか。これを採択することによって、何か間違ったことを執行部に求めることになるのでしょうか。

大井淳一朗委員 それは違うと思います。「必要性があるなら、採択すればい

いじゃないか」ということを言われましたが、冒頭に述べたように、現時点では加齢性難聴に苦しんでいる人が推計値どおり6,000人いて、しかも、皆お金がないので補聴器が買えないという実情がはっきりあるわけではないんです。だから、まずは実態をしっかりとつかんでいただくために、執行部に投げて——何が言いたいかと言いますと、趣旨採択というのは、「必ず加齢性中等度難聴の方を全員無条件に保護しなさい」とまでは思わないという意味です。しかし、しっかりと実態を調べて、必要性を感じた場合には制度を設計していただきます。その前提の下で執行部に検討していただくために、趣旨採択と判断しました。現時点で、「これを採択するべきだ」と言わないのは、「公費助成制度を絶対にやりなさい」という意味ではなく、「助成すべきかどうかも含めて行政でしっかりと検討していただきたい」という意味です。先ほど奥委員が言われましたが、議会として国や県に求めていくのであれば、意見書を出すなどいろいろ手法があると思いますので、そういう意味で、現時点では採択できません。ほかの委員はまた違う意見かもしれませんが、私はそういう意見です。

山田伸幸委員 今の意見からすると、意見書採択をする意向があるということですか。

大井淳一郎委員 今回は意見書採択を求める請願ではありません。あくまで私が個人的に意見を言いました。全議員が納得できるコンセンサスを得なければいけませんので、意見書採択は簡単ではないと思います。もし意見書採択を行うのであれば、もっと時間を掛けなければいけませんし、それを行うかどうかは私が決めることではありません。あくまでも、参考として言いました。

山田伸幸委員 今の話を聞いていると、昨日辺りからもう趣旨採択で固まっていて、そのことで数人の委員がそういう意向をどんどん言われて、採択については否定的ということでは一致していると感じざるを得ないです。

やはり、請願をそれだけで終わらせていいのかということが抜けているんじゃないかと思わざるを得ません。副委員長も含めて、参考人となった請願者の皆様、議員紹介議員の意見などを聞いて、これは議会として真摯に受け止めていくべきではないかと思います。

大井淳一郎委員 請願の採択、不採択の判断をする際に、請願者の意見を大事にするのは当然ですが、執行部の現状も踏まえた上で行わなければいけないと思っております。議会人として、民意の反映ですから、出されたものは全部通せばいいというだけではないと思うんです。私たち議会人が考えなければいけないのは、財政状況やニーズなどの行政側の事情も把握し、考慮しながら、請願者の意図とのバランスを考えながら、採択、不採択、趣旨採択、一部採択を判断していくものだと思っております。私は、山田委員が言われる意見に対して、山田委員の思いを否定するつもりは一切ありませんが、私は私で何とかしたいと思っておりますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

山田伸幸委員 行政の事情と言われましたが、行政は否定していただかないですか。その否定する意見を判断するということですか。

大井淳一郎委員 行政は、「否定する」とは言っていません。山田委員はそのように受け取られたということですが、それは委員個人の考えですので、否定するものではありません。この問題はこれまで一般質問にも出ていなかったもので、議会はこの問題については考えていなかったんですけれども、こうやって請願が出ました。執行部もあまり考えていませんでした。今回の請願は本当にいい機会だと思っておりますので、手法は趣旨採択ですが、今後、この問題を真剣に考える機会が得たという点では良かったと思います。

松尾数則委員長 いろいろ意見が集まってきました。自由討議はこれで終わりますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、暫

時休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

松尾数則委員長 それでは、休憩を受けまして、民生福祉常任委員会を再開いたします。自由討議が終わりましたので、討論を行います。討論はありますか。

吉永美子委員 自由討議でも申しましたが、請願者の声を聞き、また、執行部の考えやこれまでの経緯等を聞きました。採択という判断には至りませんでした。「採択には二の足を踏みます」と申しました。しかし、請願者の趣旨はしっかりと受け止めたいと思いますので、趣旨採択するべきであると思います。

大井淳一郎委員 私も自由討議で述べましたように、請願者の意図は理解できますし、本当に何とかしたいという気持ちはあります。しかし、難聴については、加齢性のほかに突発性や難聴児などがあり、そういったものも含めて中等性の難聴をどうするのかを検討していただきたいと思います。そういう意味で、中等度難聴の補助という趣旨は理解できますので、趣旨採択という判断をしたいと思います。

奥良秀委員 私も先ほどから自由討議で述べていますが、市独自の補助制度の導入には新たな財源の確保が必要です。また、このような方策が今後できるのでしょうか。また、誰が負担するのでしょうか。申入れにあった事案については、実態としてはある程度理解できるものだと思いますが、ほかにも加齢により身体的な支障が出ている事案も多く見られます。これらを同様に市単独の補助制度で持続的に救済する措置は、極めて困難

であると考えております。現行の医療制度、社会保障制度に該当しない事案については、市単独ではなく、国の制度に委ねるべきではないでしょうか。もとより、本市の財政状況は悪化の一面を持っており、さらに、近日の経済状況の変化によって、極めて厳しい状況に進行していることも伺えます。これらのことを鑑みるに、趣旨採択が適切な判断だと考えます。

福田勝政委員 請願者の意見を十分に聞き、また、山陽小野田市の財政状況を考え、私は趣旨採択でいきます。

山田伸幸委員 請願者の思いをきちんと受け止めて、そして、これを大切にしていって、本当に多くの高齢者に喜んでいただくようにしていくことが、地方自治法第1条に掲げられている「福祉を最優先とする地方自治体の在り方」であると考えておりますので、この請願を採択されるべきだと考えます。

白井健一郎副委員長 山陽小野田市議会に「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める」請願書が出まして、それが民生福祉常任委員会に掛けられ、この加齢性の疾患を知ることができました。何とか手助けしたい、寄り添いたいという思いが強く湧きました。私も民生福祉常任委員会の委員として、こういう機会を得た以上はお手伝いしたいと思うので、今回の請願は採択します。

松尾数則委員長 全員が討論しましたので、これから採決を行います。議案第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める」請願書については、その趣旨を採択することをお諮りします。挙手しない者は、その内心が採択か不採択かにかかわらず、趣旨を採択することについては反対とみなします。それでは、請願第2号の趣旨を採択することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 賛成多数であります。請願第2号は、その趣旨を採択することに決しました。それでは、暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

松尾数則委員長 それでは、休憩を解き、民生福祉常任委員会を再開します。続きまして、閉会中の継続調査事項を審査します。お手元にその内容が配付されていると思います。この内容に付け加えることも含めて何かありますか。

山田伸幸委員 今、請願で審査した「加齢性及び中等症難聴に関すること」をつけ加えていただきたいと思います。

大井淳一郎委員 加齢性というより、中等度難聴ですが、先ほど言ったように、仮に委員会の決議が本会議を通った場合に、執行部に実態調査等をしてもらって、それを踏まえて入れるか、あるいは、議員個人で一般質問、委員会審査、決算審査等の中で聞くこともできると思います。取りあえず、閉会中継続調査事項の中には入れなくてもいいと思います。

山田伸幸委員 先ほど趣旨採択されたじゃないですか。それは、議会で引き続き調査をするということじゃないでしょうか。

大井淳一郎委員 まだ結論が出ていませんが、それを踏まえて執行部がどう判断されるか。9月議会では決算審査などがありますし、その中で、問いただして、「全く何もしません」と言うのであれば、閉会中の継続調査

事項に入れるなども考えますが、そのタイミングは今ではないと思っています。

山田伸幸委員 この件については、皆様は請願で初めてこの問題を見て、自分たち自身で調なければいけないことが出てきているんじゃないでしょうか。委員会としてその責任があるんじゃないでしょうか。

大井淳一郎委員 そうであれば、採択します。私たちが趣旨採択したことの意味を考えれば、タイミングは今ではないということです。もちろん、山田議員言われるように、委員会としてではなく、各議員がそれぞれこの問題について考えるべきだと思っています。何しろこれまでに一般質問に出たことがないものですから、この問題については、今回の請願を契機に、「発言する者あり」伊場議員の一般質問は人工内耳です。ですので、私個人ではこの問題については考えたいと思います。

松尾数則委員長 ほかに閉会中の継続調査事項に入れたいという内容はありますか。大井委員が最初に言われたものは何ですか。

大井淳一郎委員 最初に少し言ったのは、加齢性難聴に限らず、中等度難聴について、「そうかもしれませんが」と言った上で、「それは今ではない」という言い方なので、結論としては、閉会中の継続調査事項はこのままでいいということです。

松尾数則委員長 それでは、閉会中の継続調査事項につきましては、この内容でよろしいですね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）この内容でいきたいと思っています。それでは、民生福祉常任委員会を終了します。

午後0時 散会

令和4年（2022年）6月17日

民生福祉常任委員長 松 尾 数 則